

# 四條畷市スポーツ・文化奨励賞表彰要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ及び文化活動において、特に功績が顕著な者又は団体に対し奨励賞を授与し表彰することにより、本市のスポーツ及び文化活動の振興、発展を促進することを目的とする。

## (奨励賞の種類)

第2条 奨励賞の種類は、次のとおりとする。

(1) スポーツ奨励賞

(2) 文化奨励賞

## (奨励賞表彰の基準)

第3条 奨励賞は、本市に在住、在勤もしくは在学する者または本市に所在する社会教育関係団体等であって、次に該当するものに対し、その当該奨励賞を授与するものとする。

(1) スポーツ奨励賞 次のいずれかに該当するもの

ア 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援するスポーツ等競技会において全国規模にあっては第8位まで、近畿規模にあっては第3位まで、大阪府規模にあっては第1位になった者又は団体

イ 長年にわたり本市のスポーツ振興に寄与し、特に功績があると教育委員会が認めた者又は団体

ウ その他スポーツの振興に関し、特に功績が顕著であり、教育委員会が表彰することが適当であると認めた者又は団体

(2) 文化奨励賞 次のいずれかに該当するもの

ア 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する文化活動において全国規模にあっては入選又は入選と同等の成績、近畿規模及び大阪府規模にあっては入賞又は入賞と同等の成績を挙げた者又は団体

イ 長年にわたり本市の文化の発展に寄与し、特に功績があると教育委員会が認めた者又は団体

ウ その他文化活動に関し、特に功績が顕著であり、教育委員会が表彰することが適当であると認めた者又は団体

## (表彰及び時期)

第4条 奨励賞の表彰は、賞の授与をもってする。

2 奨励賞の表彰は教育委員会の定める日に行うものとする

## (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、奨励賞の表彰に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する

本要綱の一部を平成13年7月1日に改正

本要綱の一部を平成22年8月1日に改正

本要項の一部を平成25年9月9日に改正。

本要項の一部を令和5年7月31日に改正

## 四條畷市スポーツ・文化奨励賞表彰要綱取扱内規

四條畷市スポーツ・文化奨励賞表彰要綱の取扱については、要綱に定めるもののほか、この取扱内規の定めるところによるものとする。

1. 個人の表彰については、賞を授与する。
2. 団体の表彰については、その団体に賞を授与する。
3. 他府県又は他市に勉学のため住所を移している者は、一時滞留者とみなし、本市在住として対象とする。ただし、社会人を除く。
4. 在勤又は在学する者で、その勤務先又は学校の代表として個人で出場する場合は対象とする。
5. 長年にわたりとは、通算15年以上をいう。
6. 特に功績のあった者とは、体育協会及び文化協会又は教育委員会が指定する団体若しくはこれら団体に加盟している団体の役員又は指導者。
7. 特に功績のあった団体とは、団体結成後15年以上活動しており、かつ他の模範となる団体をいう。
8. その他功績が顕著である者又は団体とは、通算15年以上スポーツ又は文化の振興、発展のため積極的な協力又は指導を行った者又は団体をいう。
9. 第6項及び第7項の対象者については、体育協会及び文化協会又は教育委員会が指定する団体に候補者の推薦を依頼する。
10. 表彰事由対象期間は本市の指定する日から行われる年の推薦の締切日までの間とする。
11. 前項に規定する候補者の推薦者数は、原則として団体を含めスポーツ関係及び文化関係各15名以内とする。
12. 既に表彰された者又は団体であっても規定に該当すれば表彰するものとする。ただし、団体の功労者又は他の模範となる団体として表彰したものについては除く。
13. 表彰することに決定した者が死亡したときは、さかのぼって表彰するものとする。

### 附 則

この内規は、平成3年4月1日より適用する。

本内規の一部を平成6年4月1日に改正。

本内規の一部を平成13年7月1日に改正。

本内規の一部を平成14年9月10日に改正。

本内規の一部を平成22年8月1日に改正。

本内規の一部を平成25年9月9日に改正。ただし、平成25年度の表彰事由対象期間は、10.の規定に関わらず、平成24年4月1日から表彰式が行われる年の推薦の締切までの間とする。

本内規の一部を令和5年7月31日に改正。